

## 随意契約内容及び選定理由書

委託件名	令和8年度 可燃ごみ収集運搬（中島地区）業務委託		
履行場所	松山市中島地区		
委託の内容	<p>松山市一般廃棄物処理実施計画に基づき、中島地区のごみ集積場所へ排出された可燃ごみを日程表のとおり、西クリーンセンターまで収集運搬する。</p> <p>なお、離島で収集した可燃ごみは、中島リサイクルセンターに一時保管し、翌日以降、西クリーンセンターまで運搬する。</p> <p>また、中島リサイクルセンターに直接搬入され保管している可燃ごみについても、西クリーンセンターまで収集運搬する。</p>		
履行期間	令和	8	年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日
契約年月日	令和	8	年 4 月 1 日
契約金額	37,246,000	円	※単価契約の場合の単価
契約の相手方	住所	松山市小浜甲1101番地6	
	名称	愛媛観光有限会社	
選定理由	<p>中島地区では、離島で収集した可燃ごみを中島リサイクルセンターで一時保管し、翌日以降に西クリーンセンターに搬出するなどして、業務の効率化を図っている。</p> <p>そのため、中島地区の業者が離島のごみを収集する場合には、本島・離島間の移動のみで足りるが、松山地区の業者の場合は、これに加えて松山・本島間の移動も必要となる。</p> <p>このように、松山地区の業者は、中島地区の業者と比べて多額の経費が必要となり、著しく不利であることから、中島地区の業者から選定する。</p> <p>中島地区の業者のうち、廃棄物処理（一般廃棄物収集運搬）に登録があり、かつ、本業務を履行する上で必要な、塵芥収集車を有する業者は1者のみであるため、当該業者を選定するもの。</p>		
契約担当課	清掃課		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第 2 号		

（注意） 1. 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2. 契約金額が、2,000万円以上の随意契約を締結した場合に公表しています。

3. 委託契約が単価契約の場合には、契約単価に予定数量を乗じた金額を契約金額欄に記載し、契約単価も併記しています。